

出展規約

■規約の履行

本イベントにおいて展示、セミナー等を行う企業・団体等（以下出展社という）は、以下に記載する各規定および主催者から提示される「出展マニュアル」に記載する各規定を遵守しなければなりません。これらに違反した場合もしくは第三者への迷惑行為、公序良俗に反する行為があると主催者が判断した場合、主催者は出展申込の拒否、出展契約の解約、小間・展示物・装飾物の撤去・変更の指示を、それぞれ行うことができますものとします。その際、出展社から事前に支払われた費用の返還、および出展契約の解約、小間・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展社および関係者の損害について、主催者は一切補償しないと、主催者に損害があった場合には出展社にその全額を賠償していただきます。

■出展資格

出展社は、主催者が定める本イベントの主旨に沿う製品、サービスを提供する企業・団体その他の事業体に限定され、主催者は製品、サービス等が本イベント主旨に合致するか否かを決定する権利を有します。

■出展社名

本申込に記入された出展社名は、本イベントの告知広告、公式ウェブサイト、公式ガイドなどに掲載いたしますので、必ず正式社名、または団体名をご記入ください。

■展示小間位置・セミナー時間割の決定

展示小間位置は、小間位置選定会にて、各出展社が選定対象小間の中からお希望の展示小間位置を選定することにより決定します。選定会後、小間数の増加や通路幅の調整等に伴い、事務局で会場レイアウトを一部変更する場合があります。なお、小間位置決定方法は変更する場合があります。

セミナー時間割は、申込日、出展・セミナー内容、過去の出展実績等を考慮のうえ主催者が決定いたします。

■出展契約の成立

出展社が出展申込を行い、主催者がそれを受理・承認した日をもって、出展契約の成立とします。

■出展料金の支払い

出展社は、請求書に記載された期日までに、請求された出展料金全額を主催者の指定する銀行口座へ振り込むものとします。原則、前納制となります。

広告会社を通じてのお申し込みの場合は、広告会社から請求しますので、その支払基準に従ってください。

支払期日までに出展料金のお振込が確認できない場合（広告会社を通じてのお申し込みの場合も同様に、広告会社から主催者への入金を確認できない場合）は、出展契約は解約となります。この場合、主催者に損害がある場合には、出展社はその全損害を賠償するものとします。

出展料金は、展示小間スペースおよびセミナー枠等の対価となります。出展に際しては、お支払いいただく出展料金のほかに、装飾費、インターネット回線費等の諸費用が発生する場合があります。それらについては全額出展社の負担となります。

■出展契約の解約

出展社が、出展契約成立後にその全部または一部を解約する場合は、必ず文書にて行わなければなりません。その際、出展社には下記の解約料をお支払いいただきます。なお、広告会社を通じてお申し込みいただいた場合は、広告会社からの請求に従い、解約料をお支払いください。

①東京／関西出展の場合

出展契約成立の日から申込締切日（2017年11月30日）まではキャンセル費用はかかりません。

翌日の2017年12月1日以降は出展料金の100%をお支払いいただきます。

②九州／名古屋／札幌出展の場合

出展契約成立の日から申込締切日（2018年2月28日）まではキャンセル費用はかかりません。

翌日の2018年3月1日以降は出展料金の100%をお支払いいただきます。

※解約料を超える損害が主催者に発生している場合には、別途その損害を賠償していただきます。

※解約料は、請求書に記載された期日までに主催者指定の銀行口座（広告会社に支払う場合には、その指定銀行口座）へ振り込むものとします。

■ 転貸の禁止

出展社は、主催者の許可なく、契約内容の全部または一部を他社へ譲渡、貸与等（譲渡料、貸与料等の有無を問わず）を行うことはできません。

■ イベントの中止

主催者は、主催者の都合により、いつでもイベントの全部または一部を中止することができるものとします。この場合、主催者は出展社に対して、開催中止となった部分の割合（一部中止の場合）および開催残余日数等を基準として、主催者が相当と認める額を出展社に払い戻しますが、それ以外には一切の責任を負いません。

主催者の都合以外の理由によってイベントの全部または一部が中止になった場合（主催者が中止せざるを得ないと判断した場合を含む）、主催者は出展社に対し一切の責任を負いません。

■ 損害賠償責任

主催者は、理由の如何を問わず、出展社およびその関係者が本イベントへ出展することを通じて被った、人身および財物に対する傷害、損害等に対して一切の責任を負いません。また出展社は、その従業員、代理人、関係者の故意、過失または無過失によって、会場の施設およびその設備等や、第三者の人身・財物に与えた一切の損害について、ただちにその損害を賠償しなければなりません。

主催者がこれらの損害の賠償請求を受けた場合、当該出展社は自らの責任でその支払いを行うとともに、主催者に損害が生じた場合には、弁護士に支払った着手金・報酬金等も含め、その全額を速やかに主催者に支払うものとします。

主催者は、本イベントにおける一切の制作物の中に生じた誤字、脱字等に関する責任は負わないものとします。

■ 搬入と搬出・撤去

出展社は、主催者が提供する「出展マニュアル」に規定された期間内に小間装飾、展示品の搬入を行い、展示会の開催までにすべての小間装飾を完成させるものとします。また出展社は、すべての展示品および装飾物の搬出・撤去を「出展マニュアル」に規定された期間内に完了するものとします。

これらの期間内に作業を完了させることができず、主催者および関係者に損害が生じた場合、当該出展社は、それによって主催者および関係者に生じた全損害を賠償するものとします。

■ 展示規定

出展社は、装飾方法、展示方法等に関し、主催者の指示および主催者が提供する「出展マニュアル」に従わなければなりません。出展社は、自社の展示が近隣の出展社などの妨げにならないようにしなければなりません。万一、近隣の出展社とトラブル等があった場合には、主催者が「出展マニュアル」の規定をもとに妨害、違反の有無の判断をし、出展社はこの判断に従うものとします。

■ 消防・安全

出展社は、会場に適用される消防および安全にかかわるすべての法規、規則を厳守しなければなりません。

■ 写真・ビデオ撮影

本イベントにおける写真・ビデオ撮影等を許可する権利、その他映像に関する一切の権利は、主催者が有します。

■ 個人情報の取り扱い

出展社は、本イベントを通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得を行う必要があります。

利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で利用しなければなりません。また、取得した個人情報は、出展社が責任をもって管理・運用するものとします。万一、来場者に損害が生じた場合、出展社が全責任を負うとともに、自ら紛争を解決するものとします。

※ 主催者の個人情報取得に関するご説明は、<http://www.nikkeibp.co.jp/p8.html> をご参照ください。運営、施工、電気等の委託会社には、業務上の理由で出展社の情報を提供いたします。ご了承ください。